

## 第 30 号議案

### 仙台市環境基本計画に関する件

仙台市環境基本計画を別紙のとおり変更することにつき、仙台市議会の議決事件に関する条例第 2 条第 1 号口の規定により、議決を求める。

## 第三十一号議案

### 仙台市職員定数条例の一部を改正する条例

仙台市職員定数条例の一部を改正する条例

仙台市職員定数条例（昭和二十六年仙台市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一四、九七九人」を「一五、〇三四人」に改め、同条第一号中「五、〇三三人」を「五、一二七人」に、「四〇三人」を「四一九人」に改め、同条第五号中「八七二人」を「八八一人」に改め、同条第九号中「六、三二五人」を「六、二六三人」に、「五、九〇〇人」を「五、八三五人」に改め、同条第十二号中「一、〇九九人」を「一、一一三人」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

理 由

市長の事務部局、福祉事務所及び市立病院の職員並びに消防職員の定数を増加させるとともに、教育委員会の事務部局等及び学校の職員の定数を減少させるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第三十二号議案

### 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年仙台市条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第三項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第十五条第一項、第三項及び第四項、第十六条第二項並びに第十七条中「第二十条の三」を「第二十条の四」に改める。

第二十条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（勤勉手当）」を付し、同条第一項中「勤勉手当」の下に「（会計年度任用職員に係る勤勉手当を除く。以下この条において同じ。）」を、「まで」の下に「及び次条」を、「在職する職員」の下に「（会計年度任用職員を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項第一号中「（管理職員）」を「（次条第二項において「勤勉手当標準支給割合」という。）（管理職員）」に改め、同条第五項中「前条第二項及び第二十条第二項」とを「第二十条第一項」と、「基準日（会計年度任用職員にあつては、会計年度任用職員基準日。以下この条及び次条において同じ。）」とあるのは「基準日」とに、「支給日」を「会計年度任用職員にあつては、会計年度任用職員支給日」に改め、「支給日（）」を削り、「定める日」をいう。以下この条及び次条において同じ。）を「定める日」をいう」に改める。

第二十条の五を削り、第二十条の四を第二十条の五とし、第二十条の三を第二十条の四とする。

第二十条の二中「前条第四項」を「第二十条第四項」に、「前条第三項」を「第二十条第三項」に改め、同条を第二十条の三とし、第二十条の次に次の一条を加える。

第二十条の二 会計年度任用職員に係る勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（任命権者が定める者を除く。）に対し、当該会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の任命権者が定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（任命権者が定める者を除く。）についても、同様とする。

2 会計年度任用職員に係る勤勉手当の額は、会計年度任用職員勤勉手当基礎額に、常勤の職員の勤勉手当を考慮して任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する会計年度任用職員に係る勤勉手当の額の総額は、会計年度任用職員勤勉手当基礎額に勤勉手当標準支給割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の会計年度任用職員勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 フルタイム会計年度任用職員 当該フルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額

二 パートタイム会計年度任用職員 当該パートタイム会計年度任用職員が受けるべき基本報酬の月額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の月額の合計額

4 第十九条の六及び第十九条の七の規定は、第一項の規定による会計年度任用職員に係る勤勉手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「期末手当」とあるのは「会計年度任用職員に係る勤勉手当」と、第十九条の六中「第十九条の五第一項及び前条第一項」とあるのは「第二十条の二第一項」と、「基準日（会計年度任用職員にあつては、会計年度任用職員基準日。以下この条及び次条において同じ。）」とあるのは「基準日」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日（第二十条第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「会計年度任用職員にあつては、会計年度任用職員支給日」とあるのは「第二十条の二第一項の任命権者が定める日をいう」と読み替えるものとする。

5 前各項に規定するもののほか、会計年度任用職員に係る勤勉手当の支給に関し必要な事項は、任命権者が定める。

第二十条の二第二項及び第二十条の三第一項中「、第二十条、第二十条の三、第二十条の四、第二十条の六及び第二十一条」を「及び第二十条の四から第二十一条まで」に改める。  
附則第四十三項及び第五十二項中「第二十条の二」を「第二十条の三」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年仙台市条例第六号）の一部を次のように改正する。  
第十五条第三項及び第十五条の二第四項中「第二十条の四」を「第二十条の五」に、「第二十条の三」を「第二十条の四」に改める。

（仙台市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

3 仙台市職員の育児休業等に関する条例（平成四年仙台市条例第三号）の一部を次のように改正する。  
第五条の三第三項中「（会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第十九条第一項中「第二十条の四」を「第二十条の五」に、「第二十条の三」を「第二十条の四」に改める。

#### 理 由

地方自治法の改正を考慮し、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関し必要な事項を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第三十三号議案

### 技能職員の給与の種類及び基準に関する条例及び仙台市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

技能職員の給与の種類及び基準に関する条例及び仙台市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第一条 技能職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和二十八年仙台市条例第六号)の一部を次のように改正する。

目次中「及び短時間勤務職員」を「等」に、「第二十七条」を「第二十八条」に、「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

第二章の章名中「及び短時間勤務職員」を「等」に改める。

第十三条第一項中「この条」の下に「及び第二十五条第一項」を加え、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、これらの規定中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、同条第二項中「前項」とあるのは「次条第一項」と、同条第三項中「支給日に」とあるのは「次条第一項の任命権者が定める日」と、「当該支給日」とあるのは「当該任命権者が定める日」と読み替えるものとする。

第二十三条第二項及び第三項を次のように改める。

2 法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員(第二十六條において「フルタイム会計年度任用職員」という。)の手当の種類は、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

3 法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員の手当の種類は、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

第二十四條第一項中「( )に支給する」を「第三項において同じ。」に支給する」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員に係る期末手当は、職員の給与に関する条例第十九條の六各号に掲げる者に相当する者には、支給しない。

第二十四條に次の一項を加える。

3 任命権者は、会計年度任用職員支給日に会計年度任用職員に係る期末手当を支給することとされていた会計年度任用職員で当該会計年度任用職員支給日の前日までに離職したものの当該期末手当については、職員の給与に関する条例第十九條の七の規定の例によりその支給を一時差し止めることができる。

第二十八條を第二十九條とする。

第三章中第二十七條を第二十八條とし、第二十六條を第二十七條とし、第二十五條を第二十六條とし、第二十四條の次に次の一条を加える。

(会計年度任用職員の勤勉手当)

第二十五条 会計年度任用職員に係る勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員(任命権者が定める者を除く。)に対し、当該会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の任命権者が定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員(任命権者が定める者を除く。)についても、同様とする。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による会計年度任用職員に係る勤勉手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、同条第二項中「前項」とあるのは「次条第一項」と、同条第三項中「会計年度任用職員支給日」とあるのは「次条第一項の任命権者が定める日に」と、「当該会計年度任用職員支給日」とあるのは「当該任命権者が定める日」と読み替えるものとする。

(仙台市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第二条 仙台市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和二十八年仙台市条例第七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条」を「第三十条」に、「第三十条」を「第三十一条」に改める。

第十三条第一項中「この条」の下に「及び第二十七条第一項」を加え、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、これらの規定中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、同条第二項中「前項」とあるのは「次条第一項」と、同条第三項中「支給日」とあるのは「次条第一項の管理者が定める日」と、「当該支給日」とあるのは「当該管理者が定める日」と読み替えるものとする。

第十九条第三項中「(昭和四十九年法律第百十六号)」を削る。

第二十五条第二項中「第二十七条第一項」を「第二十八条」に改め、「期末手当」の下に「、勤勉手当」を加え、同条第三項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第二十六条第一項中「( )」に支給する」を「第三項において同じ。( )」に支給する」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員に係る期末手当は、職員の給与に関する条例第十九条の六各号に掲げる者に相当する者には、支給しない。

第二十六条に次の一項を加える。

3 管理者は、会計年度任用職員支給日に会計年度任用職員に係る期末手当を支給することとされたいた会計年度任用職員で当該会計年度任用職員支給日の前日までに離職したものの当該期末手当については、職員の給与に関する条例第十九条の七の規定の例によりその支給を一時差し止めることができる。

第三十条を第三十一条とする。

第三章中第二十九条を第三十条とし、第二十八条を第二十九条とする。

第二十七条第二項中「(昭和四十九年法律第百十六号)」を削り、同条を第二十八条とし、第二十六条の次に次の一条を加える。

(会計年度任用職員の勤勉手当)

第二十七条 会計年度任用職員に係る勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員(管理者が定める者を除く。)に対し、当該会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の管理者が定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員(管理者が定める者を除く。)についても、同様とする。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による会計年度任用職員に係る勤勉手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、同条第二項中「前項」とあるのは「次条第一項」と、同条第三項中「会計年度任用職員支給日」とあるのは「次条第一項の管理者が定める日に」と、「当該会計年度任用職員支給日」とあるのは「当該管理者が定める日」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

理 由

地方自治法の改正を考慮し、会計年度任用職員の給与の種類に勤勉手当を加えるとともに、その基準を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第三十四号議案

### 仙台市職員退職手当条例及び仙台市立学校職員退職手当条例の一部を改正する条例

仙台市職員退職手当条例及び仙台市立学校職員退職手当条例の一部を改正する条例

(仙台市職員退職手当条例の一部改正)

第一条 仙台市職員退職手当条例(昭和二十八年仙台市条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

「附則第六項中「第二十三項」を「第二十四項」に改める。

附則第十八項中「の改定」の下に「(次項において「給料月額七割措置」という。)」を加える。

附則第二十三項中「附則第二十項の表」を「附則第二十一項の表」に改め、同項を附則第二十四項とする。

附則第二十二項中「附則第二十項の表」を「附則第二十一項の表」に改め、同項を附則第二十三項とする。

附則第二十一項を附則第二十二項とし、附則第二十項を附則第二十一項とし、附則第十九項を附則第二十項とし、附則第十八項の次に次の一項を加える。

19 当分の間、給料月額七割措置が行われた後に退職した者について、その者の基礎在職期間中に、給料月額七割措置以外の理由によって特定減額前給料月額を受けたことがある場合におけるその者に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条まで及び第五条の二第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、これにより難いと認められるときは、この限りでない。

い。

一 その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第三条から第五条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 その者が給料月額七割措置が行われた日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び七割措置前給料月額(給料月額七割措置が行われた日の前日にその者が受けていた給料月額をいう。以下この号において同じ。)を基礎として、七割措置前給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が第三条から第五条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の七割措置前給料月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

三 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が第三条から第五条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

ロ 前号イに掲げる割合

(仙台市立学校職員退職手当条例の一部改正)

第二条 仙台市立学校職員退職手当条例(昭和二十八年仙台市条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五条の二中「生じた日」の下に「(以下「減額日」という。)」を、「多いもの」の下に「(以下「特定減額前給料月額」という。)」を加える。

附則第二項中「第十一項」を「第十二項」に改める。

附則第十項中「の改定」の下に「(次項において「給料月額七割措置」という。)」を加える。

附則第十一項を附則第十二項とし、附則第十項の次に次の一項を加える。

11 当分の間、給料月額七割措置が行われた後に退職した者について、その者の基礎在職期間中に、給料月額七割措置以外の理由によって特定減額前給料月額を受けたことがある場合におけるその者に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の二までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、これにより難いと認められるときは、この限りでない。

一 その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第三条から第五条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 その者が給料月額七割措置が行われた日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び七割措置前給料月額(給料月額七割措置が行われた日の前日にその者が受けていた給料月額をいう。以下この号において同じ。)を基礎として、七割措置前給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が第三条から第五条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の七割措置前給料月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

三 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が第三条から第五条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

ロ 前号イに掲げる割合

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

理 由

給料月額七割措置が行われた後に退職した職員に係る退職手当に関する特例を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第二十五号議案

### 仙台市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

仙台市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

仙台市個人番号の利用に関する条例（平成二十七年仙台市条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第三項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第四欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条第四項中「特定個人情報の」を「利用特定個人情報の」に、「又は前二項の規定により特定個人情報を利用することができる場合」を「第二項の規定により特定個人情報を利用することができる場合又は前項の規定により利用特定個人情報を利用することができる場合」に改め、「当該特定個人情報」の下に「又は当該利用特定個人情報」を加える。

附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正を考慮し個人番号を利用することができる事務の範囲を改める等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第三十六号議案

### 仙台市印鑑条例及び仙台市手数料条例の一部を改正する条例

仙台市印鑑条例及び仙台市手数料条例の一部を改正する条例

(仙台市印鑑条例の一部改正)

第一条 仙台市印鑑条例(昭和五十二年仙台市条例第一号)の一部を次のように改正する。  
附則に次の一項を加える。

(通信端末機器による交付の場合の手数料の特例)

6 当分の間、第十七条第一項の規定の適用については、同項中「三百円」とあるのは、「三百円(同項の規定による申請にあつては、二百円)」とする。

(仙台市手数料条例の一部改正)

第二条 仙台市手数料条例(昭和三十七年仙台市条例第二十四号)の一部を次のように改正する。  
附則に次の一項を加える。

(通信端末機器による交付の場合の手数料の特例)

4 当分の間、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者で電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書(有効なものに限る。以下この項において同じ。)の発行を受けているものが、地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器を使用して、利用者証明用電子証明書を利用する方法により、書類の交付を請求する場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二条第一項第三号	三百円	二百円
第二条第一項第十一号	、戸籍附票、除かれた住民票又は除かれた戸籍附票	又は戸籍附票
第二条第一項第十七号	三百円	二百円
号	戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第十条第一項、第十条の二第一項から第五項まで若しくは第二百二十六条の規定	戸籍法施行規則(昭和二十二年司法省令第九十四号)第七十三条第一項第一号に掲げる戸籍の全部事項証明書又は同項第二号に掲げる戸籍の個人事項証明書

	<p>定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第二百二十条第一項、第二百二十条の二第一項若しくは第二百二十六条の規定に基づく戸籍証明書</p>	<p>三百五十円</p>
<p>四百五十円</p>		

附 則

この条例は、令和六年七月一日から施行する。

理 由

当分の間、民間事業者が設置した通信端末機器を使用して利用者証明用電子証明書を利用する方法により申請する印鑑登録証明書等の交付手数料を減額するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第二十七号議案

### 仙台市手数料条例の一部を改正する条例

仙台市手数料条例の一部を改正する条例

仙台市手数料条例（昭和三十七年仙台市条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十七号中「第二百十条第一項」の下に「、第二百十条の二第一項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同項中第八十四号を第八十六号とし、第三十三号から第八十三号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三十二号中「第二十一条第一号」を「第二十三条第一号」に改め、同号を同項第三十四号とし、同項中第三十一号を第三十三号とし、第二十三号から第三十号までを二号ずつ繰り下げ、同項第二十二号中「事務」の下に「又は同法第二百十条の六第一項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「二件」を「又は届書等情報の内容を表示したものの一件」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第二十一号中「交付又は」を「交付、」に改め、「事項の証明書の交付」の下に「又は同法第二百十条の六第一項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同号を同項第二十三号とし、同項第二十号を同項第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二 戸籍法第二百十条の三第二項 除籍電子証明書提供用識別 除籍電子証 七百円

の規定に基づく除籍電子証明書提供 符号発行手数料 明書提供用

用識別符号の発行（情報通信技術を 識別符号一

活用した行政の推進等に関する法律 件につき

第七条第一項の規定により同法第六

条第一項に規定する電子情報処理組

織を使用する方法により除籍電子証

明書提供用識別符号の発行を行う場

合（当該発行に係る除籍電子証明書

の請求が同項の規定により同項に規

定する電子情報処理組織を使用する

方法により行われた場合に限る。）

における当該発行及び除籍電子証明

書提供用識別符号の発行に係る除籍

電子証明書の請求を行う者が同時に

当該除籍電子証明書が証明する事項

と同一の事項を証明する除かれた戸

籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明

書の請求を行う場合における当該発

行を除く。）

第二条第一項第十九号中「第二百二十条第一項」の下に「、第二百二十条の二第一項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十八号の次に次の一号を加える。

十九 戸籍法第二百二十条の三第二項の 戸籍電子証明書提供用識別 戸籍電子証 四百円  
規定に基づく戸籍電子証明書提供用 符号発行手数料 明書提供用

識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律  
件につき

（平成十四年法律第百五十一号）第

七条第一項の規定により同法第六条

第一項に規定する電子情報処理組織

を使用する方法（総務省令で定める

ものに限る。以下この号及び第二十

二号において同じ。）により戸籍電

子証明書提供用識別符号の発行を行

う場合（当該発行に係る戸籍電子証

明書の請求が同項の規定により同項

に規定する電子情報処理組織を使用

する方法により行われた場合に限

る。）における当該発行及び戸籍電

子証明書提供用識別符号の発行に係

る戸籍電子証明書の請求を行う者が

同時に当該戸籍電子証明書が証明す

る事項と同一の事項を証明する戸籍

の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書

の請求を行う場合における当該発行

を除く。）

附 則

この条例は、令和六年三月一日から施行する。

理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正を考慮し、戸籍謄本等交付手数料を徴収する事務に本籍地以外の市町村長に対して請求した戸籍証明書の交付を加えるとともに、戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料及び除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料を定める等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第二十八号議案

### 仙台市児童福祉法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市児童福祉法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市児童福祉法の施行に関する条例（平成二十四年仙台市条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

理 由

児童福祉法施行規則の改正に伴い、指定障害児通所支援事業者の指定等を受けることができる申請者の範囲を改めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第二十九号議案

### 仙台市敬老乗車証条例の一部を改正する条例

仙台市敬老乗車証条例の一部を改正する条例

仙台市敬老乗車証条例（平成十四年仙台市条例第二号）の一部を次のように改正する。  
第五条第四項中「百円」を「二百五十円」に改める。

附 則

この条例は、令和六年十月一日から施行する。

理 由

敬老乗車証の利用可能金額の増額に係る負担額の上限額を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四十号議案

### 仙台市国民健康保険条例の一部を改正する条例

仙台市国民健康保険条例の一部を改正する条例

仙台市国民健康保険条例（昭和三十八年仙台市条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十条の三の見出し中「一般被保険者に係る保険料の」を削り、同条中「法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者（以下「一般被保険者」という。）に係る」を削り、同条第一号イ中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号ロ中「が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、県」を削り、同号ハ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」を削り、「（）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用」を「次号ロにおいて同じ。」に改め、同条第二号ロ中「（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。）」を削り、同号ハ及びニを次のように改める。

ハ 法第七十五条の二第一項の国民健康保険給付費等交付金の額

ニ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入の額

第十一条の見出し中「一般被保険者に係る保険料の」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、同条後段を削る。

第十二条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第一項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第十四条の見出しを「（基礎賦課額の保険料率）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分及び同項第一号中「一般被保険者に係る」を削り、同項第二号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第三号イ中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に、「特定月」を「このイにおいて「特定月」」に改める。

第十四条の二を次のように改める。

（基礎賦課限度額）

第十四条の二 第十一条の基礎賦課額は、六十五万円を超えることができない。

第十四条の三から第十四条の五までを削る。

第十四条の五の二の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第一号中「であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第二号ロ中「（法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）」を削り、同条を第十四条の三とする。

第十四条の五の三の見出し中「一般被保険者に係る保険料の」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、同条後段を削り、同条を第十四条の四とする。

第十四条の五の四の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第一項中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同条を第十四条の五とする。

第十四条の五の六から第十四条の五の十までを削る。

第十四条の十中「第十四条の七」を「第十四条の九」に改め、同条を第十四条の十二とする。

第十四条の九を第十四条の十一とし、第十四条の八を第十四条の十とし、第十四条の七を第十四条の九とする。

第十四条の六第二号口中「(法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。)」を削り、同条を第十四条の八とする。

第十四条の五の五の見出し、同条第一項各号列記以外の部分及び同項第一号中「一般被保険者に係る」を削り、同項第二号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第三号イ中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改め、同条を第十四条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第十四条の七 第十四条の四の後期高齢者支援金等賦課額は、二十二万円を超えることができない。

第十六条第一項中「第十四条の二、第十四条の五の三若しくは第十四条の五の六」を「若しくは第十四条の四」に、「第十四条の七」を「若しくは第十四条の九」に改め、同条第二項中「第十四条の二、第十四条の五の三、第十四条の五の六若しくは第十四条の七」を「第十四条の四若しくは第十四条の九」に改める。

第十七条第一項中「又は第十四条の二」を削り、「第十四条の五」を「第十四条の二」に改め、同条第三項中「又は第十四条の二」を削り、「第十四条の五の三又は第十四条の五の六」を「第十四条の四」に、「第十四条の五」を「第十四条の二」に、「第十四条の五の十」を「第十四条の七」に、「第十四条の五の五第二項」を「第十四条の六第二項」に改め、同条第四項中「又は第十四条の二」を削り、「第十四条の七」を「第十四条の九」に、「第十四条の五」を「第十四条の二」に、「第十四条の十」を「第十四条の十二」に、「第十四条の九第二項」を「第十四条の十一第二項」に改める。

第十七条の三第一項中「又は第十四条の四」を削り、「第十四条第二項」を「同条第二項」に改め、同条第三項中「又は第十四条の四」を削り、「第十四条の五の五又は第十四条の五の八」を「第十四条の六」に改め、「第十四条第二項」とあるのは「第十四条の五の五第二項」とを削り、「第十四条の五の五第三項」を「第十四条の六第三項」に改め、同条第四項第一号中「又は第十四条の四」を削り、同条第六項中「又は第十四条の四」を「の」に、「第十四条の五の五又は第十四条の五の八」を「第十四条の六の」に、「第十四条の五の五第二項」を「第十四条の六第二項」に、「第十四条の五の五第三項」を「第十四条の六第三項」に改める。

第十七条の四第一項中「又は第十四条の二」を削り、「第十四条の五」を「第十四条の二」に改め、同条第三項中「又は第十四条の二」を削り、「第十四条の五の三又は第十四条の五の六」を「第十四条

の四」に、「第十四条の五」を「第十四条の二」に、「第十四条の五の十」を「第十四条の七」に、「第十四条の五の五第二項」を「第十四条の六第二項」に改め、同条第四項中「又は第十四条の二」を削り、「第十四条の七」を「第十四条の九」に、「第十四条の五」を「第十四条の二」に、「第十四条の十」を「第十四条の十二」に、「第十四条の九第二項」を「第十四条の十一第二項」に改め、同条第五項中「又は第十四条の二」を削り、「第十四条の五」を「第十四条の二」に改め、同条第七項中「又は第十四条の二」を削り、「第十四条の五の三又は第十四条の五の六」を「第十四条の四」に、「第十四条の五」を「第十四条の二」に、「第十四条の五の十」を「第十四条の七」に、「第十四条の五の五第二項」を「第十四条の六第二項」に改め、同条第八項中「又は第十四条の二」を削り、「第十四条の七」を「第十四条の九」に、「第十四条の五」を「第十四条の二」に、「第十四条の十」を「第十四条の十二」に、「第十四条の九第二項」を「第十四条の十一第二項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

#### 理 由

国民健康保険法の改正に伴い、退職被保険者等に関する規定を削るため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四十一号議案

### 仙台市介護保険条例の一部を改正する条例

仙台市介護保険条例の一部を改正する条例

仙台市介護保険条例（平成十二年仙台市条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改め、同項第一号中「三万六千六円」を「三万三千百九十一円」に改め、同項第二号中「三万六千六円」を「三万三千百九十一円」に改め、同号口中「又は第十二号口」を「第十二号口、第十三号口、第十四号口又は第十五号口」に改め、同項第三号中「四万六千八百七円」を「四万三千四百四円」に改め、同号口中「又は第十二号口」を「第十二号口、第十三号口、第十四号口又は第十五号口」に改め、同項第四号中「五万四千九円」を「五万三千三十四円」に改め、同号口中「又は第十二号口」を「第十二号口、第十三号口、第十四号口又は第十五号口」に改め、同項第五号中「六万二千二百十円」を「六万二千五百円」に改め、同号口中「又は第十二号口」を「第十二号口、第十三号口、第十四号口又は第十五号口」に改め、同項第六号中「七万二千二百円」を「七万二千九百四十八円」に改め、同号口中「又は第十二号口」を「第十二号口、第十三号口、第十四号口又は第十五号口」に改め、同項第七号中「七万九千二百三十三円」を「八万二千四百二十二円」に改め、同号口中「所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得及び同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第二十八条第二項の規定によって計算した金額及び同法第三十五条第二項第一号の規定によって計算した金額の合計額から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし」を削り、「及び第十二号イ」を「第十二号イ、第十三号イ、第十四号イ及び第十五号イ」に改め、同号口中「又は第十二号ロ」を「第十二号ロ、第十三号ロ、第十四号ロ又は第十五号ロ」に改め、同項第八号中「九万十五円」を「九万千八百十五円」に改め、同号口中「又は第十二号ロ」を「第十二号ロ、第十三号ロ、第十四号ロ又は第十五号ロ」に改め、同項第九号中「十万八千八百円」を「十万九千四百二十二円」に改め、同号口中「又は第十二号ロ」を「第十二号ロ、第十三号ロ、第十四号ロ又は第十五号ロ」に改め、同項第十号中「十二万二千四百二十円」を「十二万四千十一円」に改め、同号イ中「五百万円」を「四百万円」に改め、同号ロ中「又は第十二号ロ」を「第十二号ロ、第十三号ロ、第十四号ロ又は第十五号ロ」に改め、同項第十三号中「十六万五千六百二十七円」を「十八万九千六百六十四円」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十二号中「十五万二千二百二十五円」を「十六万七千七百八十円」に改め、同号ロ中「部分を除く。」の下に「又は次号ロ」を加え、同号を同項第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 次のいずれかに該当する者 十八万二千三百七十円

イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が千万円以上千五百万円未満である者であつて、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者等であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたるならば保護等を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）に該当す

る者を除く。)

第三条第一項第十一号中「十三万六千八百二十二円」を「十四万五千八百九十六円」に改め、同号イ中「七百万円」を「六百万円」に改め、同号ロ中「又は次号ロ」を「、次号ロ、第十四号ロ又は第十五号ロ」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 次のいずれかに該当する者 十五万三千百九十円

イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が六百万円以上七百万円未満である者であつて、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者等であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ又は第十五号ロに該当する者を除く。）

第三条第一項第十号の次に次の一号を加える。

十一 次のいずれかに該当する者 十三万千三百六円

イ 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が四百万円以上五百万円未満である者であつて、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者等であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第十三号ロ、第十四号ロ又は第十五号ロに該当する者を除く。）

第三条第二項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に、「二万千六百三円」を「二万七千九百九十円」に改め、同条第三項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に、「二万八千八百四円」を「二万八千八百十四円」に改め、同条第四項中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に、「五万四千八百円」を「四万九千九百六十九円」に改める。

第四条第二項から第四項までの規定中「令和三年度から令和五年度まで」を「令和六年度から令和八年度まで」に改める。

第八条第三項中「又は第十一号ロ」を「、第十一号ロ、第十二号ロ、第十三号ロ、第十四号ロ又は第十五号ロ」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の仙台市介護保険条例の規定は、令和六年度分の保険料から適用し、令和五年度分までの保険料については、なお従前の例による。

理 由

令和六年度から令和八年度までの各年度における第一号被保険者の保険料率を定めるとともに、給与所得等を有する第一号被保険者で市町村民税を課されているものの保険料の算定に用いる合計所得金額の計算方法を改めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由

ひある。

## 第四十二号議案

仙台市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する条例（平成十二年仙台市条例第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第十三号中「第一条の五第一項」を「第二条の三第一項」に改め、同条第十四号中「第一条の六第一項」を「第二条の四第一項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四十三号議案

### 仙台市社会福祉施設及び社会福祉住居施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

仙台市社会福祉施設及び社会福祉住居施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

仙台市社会福祉施設及び社会福祉住居施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年仙台市条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条中「定める婦人保護施設」を「定める女性自立支援施設」に、「婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第四十九号）」を「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和五年厚生労働省令第三十六号）」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

#### 理 由

社会福祉法の改正に伴い、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるとともに、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四十四号議案

### 仙台市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

仙台市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

仙台市児童福祉施設条例（昭和四十三年仙台市条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表児童厚生施設仙台市根白石児童遊園の項を削り、同表児童厚生施設仙台市根白石児童館の項中「仙台市泉区根白石字西上十二番地」を「仙台市泉区根白石字針生四十番地の一」に改め、同表児童厚生施設仙台市東六番丁児童館の項中「仙台市青葉区宮町一丁目二番二号」を「仙台市青葉区宮町一丁目二番一号」に改める。

附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。

理 由

根白石児童館及び東六番丁児童館の位置を変更するとともに、根白石児童遊園を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十五号議案

仙台市観光交流施設条例の一部を改正する条例

仙台市観光交流施設条例の一部を改正する条例

仙台市観光交流施設条例（平成十二年仙台市条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表中

バンガロー（二十人用）	宿泊	一棟	一〇、四〇〇円	一泊につき
	日帰り	一棟	五、一〇〇円	一日につき
バンガロー（十人用）	宿泊	一棟	五、一〇〇円	一泊につき
	日帰り	一棟	二、五〇〇円	一日につき
バンガロー（六人用）	宿泊	一棟	三、四〇〇円	一泊につき
	日帰り	一棟	一、七〇〇円	一日につき
バンガロー（四人用）	宿泊	一棟	二、三〇〇円	一泊につき
	日帰り	一棟	一、一〇〇円	一日につき

を

バンガロー（十六人用）	宿泊	一棟	八、三〇〇円	一泊につき
	日帰り	一棟	四、〇〇〇円	一日につき
バンガロー（七人用）	宿泊	一棟	三、五〇〇円	一泊につき
	日帰り	一棟	一、七〇〇円	一日につき
バンガロー（四人用）	宿泊	一棟	二、二〇〇円	一泊につき
	日帰り	一棟	一、一〇〇円	一日につき
バンガロー（二人用）	宿泊	一棟	一、一〇〇円	一泊につき
	日帰り	一棟	五〇〇円	一日につき

に

改め、別表第一の二の表を次のように改める。

二 仙台市秋保ビジターセンター

利 用 区 分	使 用 料
セミナールーム	一時間につき 三六〇円
シャワー	一回につき 一〇〇円

備考

一 セミナールームの利用時間に一時間に満たない端数があるときは、これを一時間に切り上げる。

二 セミナールームを物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利の目的に利用する場合の使用料は、この表に定める額の三倍以内において市長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、市長が定める日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 改正後の別表第一の一の表の規定は、この条例の施行の日以後に仙台市秋保二口キャンプ場を利用する場合について適用する。

### (準備行為)

3 改正後の別表第一の二の表の規定に係る仙台市秋保デジタルセンターの利用のため必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

### 理 由

秋保デジタルセンターのセミナールームの使用料に関し必要な事項を定めるとともに、秋保二口キャンプ場のバンガローの利用区分及び使用料を改めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四十六号議案

### 仙台市営住宅条例の一部を改正する条例

仙台市営住宅条例の一部を改正する条例

仙台市営住宅条例（平成九年仙台市条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第八号中「イ又はロ」を「イからハまで」に改め、同号イ中「又は」を「、」に、「保護が」を「保護又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十三条第一項の規定による保護が」に改め、同号ロ中「第十条第一項」の下に「又は第十条の二」を、「において」の下に「これらの規定を」を加え、同号ロの次に次のように加える。

ハ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第九条第一項又は第二項の規定により設置された女性相談支援センターによる配偶者からの暴力を理由として相談を受けている旨の証明書その他これに類する書類の交付を受けた者

別表第一の一の表仙台市四郎丸東市営住宅の項、別表第二の一の表仙台市四郎丸東市営住宅児童遊園の項及び別表第二の五の表仙台市四郎丸東市営住宅駐車場の項中「仙台市太白区四郎丸字落合」の下に「、同字新田」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

理 由

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正を考慮し配偶者等からの暴力を受けた者に係る入居者資格を緩和するとともに、同法の改正に伴い所要の規定の整備を行う等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

# 第四十七号議案

## 仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和六十三年仙台市条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第十一号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（一）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（一）」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改める。

別表第一に次のように加える。

岩切羽黒前地区整備計画区域	仙台市宮城野区岩切字羽黒前及び神谷沢字金沢の各一部
---------------	---------------------------

別表第二一番町三丁目地区整備計画区域の項に次のように加える。

一番町三丁目七番地区	<p>ア 住宅</p> <p>イ 兼用住宅</p> <p>ウ 共同住宅</p> <p>エ 工場（店舗等の内に附設される作業場を除く。）</p> <p>オ ワージャン屋，ぼちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>カ 自動車教習所</p> <p>キ 畜舎</p> <p>ク 倉庫業を営む倉庫又は専ら道路貨物運送業若しくは貨物運送取扱業の用に供する倉庫若しくは荷さばき場</p> <p>ケ 自動車に直接燃料を供給するための施設</p> <p>コ 風営法第2条第5項の性風俗関連特殊営業又は同条第13項の接客業務受託営業（店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて営むものに限る。）を営むもの</p>
------------	---

別表第五六丁の目元町地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

岩切羽黒前地区整備計画区域	一般住宅地区	ア 学校（幼稚園を除く。）、専修学校又は各種学校	イ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの	ウ 公衆浴場	エ 病院	オ 工場（店舗等の内に附設される作業場を除く。）	カ ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバットテニング練習場	キ ホテル又は旅館	ク 自動車教習所	ケ 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎	ク 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	サ 事務所その他これに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	シ 自動車に直接燃料を供給するための施設	165平方メートル	すべての道路	1メートル以上

別表第五六丁の目元町地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

岩切羽黒前地区整備計画区域	一般住宅地区	10メートル以下

別表第九六丁の目元町地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

岩切羽黒前地区整備計画区域	一般住宅地区	警察官派出所等	第7条
		ア 自動車庫で建築物に附属するもの イ 建築物で第8条の基準に適合しないことと	

		なる部分の外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの	
		ウ 物置その他これに類する用途に供する建築物で、第8条の基準に適合しないこととなる部分の軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、当該部分の床面積の合計が5平方メートル以内であるもの（自動車車庫を除く。）	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五条第二項第十一号の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

理 由

岩切羽黒前地区計画の区域内の建築物に関する制限を定め、一番町三丁目地区計画の区域内の建築物に関する制限の内容を変更するとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の改正に伴い所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四十八号議案

### 仙台市建築基準法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市建築基準法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市建築基準法の施行に関する条例（平成十二年仙台市条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十五年政令第三百三十八号」の下に「。以下「令」という。」を加える。

第四条第一項中「建築主事」を「建築主事等」に改め、「工作物」の下に「の建築等」を加える。

第五条第一項中「第六条第一項に」を「次条第一項に」に改める。

第十一条第一項第五十二号を同項第五十四号とし、同項第五十一号中「建築基準法施行令」を「令」に改め、同号を同項第五十三号とし、同項第五十号の次に次の二号を加える。

五十一 令第三百三十七条の十二第六項の規定に基づき 既存不適格建築物接道義務規定適用 二万七千円

く法第四十三条第一項の接道義務規定の適用除外 用除外認定申請手数料  
に係る認定

五十二 令第三百三十七条の十二第七項の規定に基づき 既存不適格建築物道路内建築制限 二万七千円

く法第四十四条第一項の道路内の建築制限規定の 規定適用除外認定申請手数料

適用除外に係る認定

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

理由

建築基準法施行令の改正を考慮し既存不適格建築物接道義務規定適用除外認定申請手数料等を定め、建築基準法の改正を考慮し建築副主事の確認を受けた建築主は当該確認に係る建築等の計画を取りやめるときはその旨を当該建築副主事に届け出なければならないこととするとともに、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四十九号議案

### 仙台中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部を改正する条例

仙台中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部を改正する条例

仙台中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成十五年仙台市条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「（以下「確認の申請等」という。）」を削り、同項第二号中「確認の申請等」を「法第六条第一項の規定による建築主事等に対する確認の申請、法第六条の二第一項の規定による指定確認検査機関による確認の引受け又は法第十八条第二項の規定による建築主事等に対する通知（第三項及び第三十二条において「確認の申請等」という。）」に改め、同条第三項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第三十二条の見出し中「報告」を「報告等」に改め、同条中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

#### 理 由

建築基準法の改正を考慮し、建築副主事が確認する中高層建築物等の建築計画の説明の状況等に関する報告に係る規定を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第五十号議案

### 仙台市造成宅地滑動崩落防止施設の保全に関する条例の一部を改正する条例

仙台市造成宅地滑動崩落防止施設の保全に関する条例の一部を改正する条例

仙台市造成宅地滑動崩落防止施設の保全に関する条例（平成二十五年仙台市条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた」を削り、「再度災害」を「災害」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

#### 理 由

保全の対象となる造成宅地滑動崩落防止施設の範囲を改めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第五十一号議案

### 仙台市都市公園条例の一部を改正する条例

仙台市都市公園条例の一部を改正する条例

仙台市都市公園条例（昭和四十年仙台市条例第三十二号）の一部を次のように改正する。  
別表第七備考第五号を次のように改める。

五 パークゴルフ場の「専用利用」とは全部のホールを独占して利用することをいい、個人利用の「一回」とは全部のホールを一回に限り利用することをいう。ただし、一部のホールを利用した場合であっても、全部のホールを利用したものとみなす。

附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。

理 由

海岸公園パークゴルフ場の利用に係る規定を改めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第五十二号議案

### 仙台市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

仙台市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

仙台市下水道事業の設置等に関する条例（昭和六十二年仙台市条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

理由

地方自治法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第五十三号議案

### 仙台市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

仙台市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

仙台市消防関係手数料条例（平成十二年仙台市条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表二の項の2のホの(1)中「百十八万円」を「百四十五万円」に改め、同項の2のホの(2)中「百四十一万円」を「百七十二万円」に改め、同項の2のホの(3)中「百五十九万円」を「百九十二万円」に改め、同項の2のホの(4)中「百九十五万円」を「二百三十六万円」に改め、同項の2のホの(5)中「二百二十七万円」を「二百七十四万円」に改め、同項の2のホの(6)中「四百五十五万円」を「五百六十四万円」に改め、同項の2のホの(7)中「五百八十二万円」を「七百二十四万円」に改め、同項の2のホの(8)中「七百七万円」を「八百七十九万円」に改め、同表十八の項の口中「をいう。」の下に「以下この項、」を、「金額」の下に「（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十七条の四第一項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、六千円）」を加え、同項のハ中「同条第一項第二号」を「高压ガス保安法第五条第一項第二号」に改め、同表二十二の項の1中「（昭和四十二年法律第百四十九号）」を削る。

#### 附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

#### 理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正を考慮し、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査に関する手数料を改定するとともに、充てん事業者が移動式製造設備のみを使用して行う高压ガスの製造の許可の申請に係る審査に関する手数料を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第五十四号議案

### 仙台市適応指導センター条例の一部を改正する条例

仙台市適応指導センター条例の一部を改正する条例

仙台市適応指導センター条例（平成十四年仙台市条例第四号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

仙台市教育支援センター条例

第一条第一項中「不登校児童生徒に対する教育相談、生活指導、学習指導等により、これらの者の自立及び学校生活への自発的な復帰を促す」を「不登校児童生徒等及びその保護者への様々な働きかけを通して、不登校児童生徒等の社会的な自立に向けた支援を行う」に、「適応指導センター」を「教育支援センター」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 この条例において「不登校児童生徒等」とは、不登校児童生徒（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十八条に規定する学齢児童又は学齢生徒で不登校のものをいう。）及び登校に不安又は悩みを抱える児童又は生徒をいう。

第二条の表を次のように改める。

名 称	位 置
仙台市教育支援センター	仙台市青葉区水の森三丁目二十四番一号

第三条第一号中「不登校児童生徒の教育相談」を「不登校児童生徒等の相談及び支援」に改め、同条第二号中「不登校児童生徒の生活指導及び学習指導」を「不登校児童生徒等の保護者の相談及び支援」に改め、同条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同条第三号中「不登校児童生徒の自立及び学校生活への自発的な復帰」を「不登校児童生徒等の社会的な自立」に、「援助」を「支援」に改め、同号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 関係機関との連携に関すること

第三条第二号の次に次の一号を加える。

三 不登校に関する学校及び教員の相談及び支援に関すること

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

理 由

適応指導センターの名称及び位置を変更し、同センターの設置目的及び事業内容を改めるとともに、条例の題名を仙台市教育支援センター条例に改めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第五十五号議案

### 仙台市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

仙台市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

仙台市水道事業の設置等に関する条例（昭和四十一年仙台市条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

理由

地方自治法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第五十六号議案

### 仙台市水道事業給水条例の一部を改正する条例

仙台市水道事業給水条例の一部を改正する条例

仙台市水道事業給水条例（昭和三十四年仙台市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の二第二項ただし書中「第十六条の二第三項の厚生労働省令」を「第十六条の二第三項ただし書の国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

理 由

水道法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第五十七号議案

### 仙台市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

仙台市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

仙台市交通事業の設置等に関する条例（昭和四十一年仙台市条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

理由

地方自治法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第五十八号議案

### 仙台市ガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

仙台市ガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

仙台市ガス事業の設置等に関する条例（昭和四十一年仙台市条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

理由

地方自治法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第五十九号議案

### 仙台市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

仙台市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

仙台市病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年仙台市条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

理由

地方自治法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第 60 号議案

### 工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市立仙台高等学校校舎等大規模改修工事
- 2 工事施行場所 仙台市青葉区国見六丁目12番10
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 1,145,100,000円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区上杉一丁目17番18号  
阿部和工務店・深松組共同企業体  
構成員 仙台市青葉区上杉一丁目17番18号  
株式会社阿部和工務店  
構成員 仙台市青葉区荒巻本沢二丁目18番1号  
株式会社深松組

## 第 61 号議案

### 工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市落合保育所増改築工事
- 2 工事施行場所 仙台市青葉区落合二丁目401番53, 401番98
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 600,490,000円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区一番町二丁目 2 番13号  
仙建工業・銅谷建設共同企業体  
構成員 仙台市青葉区一番町二丁目 2 番13号  
仙建工業株式会社  
構成員 仙台市青葉区上杉一丁目17番18号  
銅谷建設株式会社

## 第 62 号議案

### 工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市シルバーセンター大規模改修工事
- 2 工事施行場所 仙台市青葉区花京院一丁目195番 5
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 562,100,000円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区上杉一丁目17番18号  
株式会社阿部和工務店

## 第 63 号議案

### 工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市シルバーセンター大規模改修機械設備工事
- 2 工事施行場所 仙台市青葉区花京院一丁目195番 5
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 900,900,000円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区昭和町 6 番10号  
本山振興・北栄工業所共同企業体  
構成員 仙台市青葉区昭和町 6 番10号  
本山振興株式会社  
構成員 仙台市青葉区国見三丁目 3 番17号  
株式会社北栄工業所

## 第 64 号議案

### 工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市シルバーセンター大規模改修電気設備工事
- 2 工事施行場所 仙台市青葉区花京院一丁目195番 5
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 484,000,000円
- 5 契約の相手方 仙台市若林区卸町東一丁目 4 番23号  
太平電気株式会社

## 第 65 号議案

### 指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
仙台市高砂老人福祉センター	仙台市青葉区五橋二丁目12番2号 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで

## 第 66 号議案

### 指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指定の期間
仙台市健康増進センター	仙台市青葉区花京院一丁目3番2号 公益財団法人仙台市健康福祉事業団	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで

## 第 67 号議案

### 包括外部監査契約の締結に関する件

包括外部監査契約を次のとおり締結することにつき、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議決を求める。

- |            |  |
|------------|--|
| 1 契約の内容    | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告  |
| 2 契約の期間の始期 | 令和6年4月1日   |
| 3 契約金額     | 15,000,000円を上限とする額   |
| 4 費用の支払方法  | 契約の期間における最後の監査の結果に関する報告の提出後に一括払とする。ただし、相手方から請求があり、必要と認められる場合は、概算払をすることができる。                        |
| 5 契約の相手方   | <br>公認会計士 小川 高広 |

## 第 68 号議案

### 町の区域の変更に関する件

本市の町の区域を次のとおり変更することにつき、地方自治法第260条第1項の規定により、議決を求める。

区域を変更する 町 名	左 の 区 域 に 編 入 さ れ る 区 域	
	町 名	地 番
川平二丁目	中山六丁目	1の1316, 1の1318

備考 地番は令和5年11月9日現在のもの

## 第 69 号議案

### 市道路線の認定に関する件

市道の路線を次のとおり認定することにつき、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議決を求め  
る。

路 線 名	起 終 点
上 愛 子 平 治 7 号 線	仙台市青葉区上愛子字平治31番115 同 31番102
西 多 賀 五 丁 目 6 号 線	仙台市太白区西多賀五丁目19番128 同 19番 1
中 田 後 河 原 6 号 線	仙台市太白区中田町字後河原12番 6 同 17番 4
茂 庭 中 ノ 瀬 東 1 号 線	仙台市太白区茂庭字中ノ瀬東14番30 同 14番18
大 野 田 二 丁 目 3 号 線	仙台市太白区大野田二丁目354番 同 131番16

## 第 70 号議案

### 専決処分事項に関する件

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要した次の事項について別紙のとおり専決処分したことにつき、同条第3項の規定により、報告し、承認を求める。

令和5年度仙台市一般会計補正予算（第5号）

# 令和5年度仙台市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度仙台市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,797,085千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ641,141,137千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月28日

仙台市長 郡 和子

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		140,889,054	2,797,085	143,686,139
	2 国庫補助金	54,951,838	2,797,085	57,748,923
歳入合計		638,344,052	2,797,085	641,141,137

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 健康福祉費		262,262,372	2,797,085	265,059,457
	1 健康福祉費	25,815,407	1,697,085	27,512,492
	4 児童保健福祉費	96,499,941	1,100,000	97,599,941
歳出合計		638,344,052	2,797,085	641,141,137

## 第 71 号議案

### 仙台市人事委員会の委員の選任に関する件

仙台市人事委員会の委員飯島淳子は令和 6 年 3 月 31 日に辞任するので、別紙の者を後任の委員に選任することにつき、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、同意を求める。

※上記別紙の者は、嵩さやか

## 第 72 号議案

### 宮城県公安委員会の委員の推薦に関する件

宮城県公安委員会の委員山口哲男は令和 6 年 4 月 20 日に任期を満了するので、別紙の者を後任の委員に推薦することにつき、警察法第 39 条第 1 項ただし書の規定により、同意を求める。

※上記別紙の者は、猪又明美

## 第 73 号議案

### 人権擁護委員候補者の推薦に関する件

別紙の者を人権擁護委員候補者に推薦することにつき、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、意見を求める。

※上記別紙の者は、四竈亮真、宇部雄介、妹尾信子、蘆立文枝、猪野信、窪田一子、中辻晶子、高橋文子、森山博、岡本浩行及び鈴木裕美

## 第 74 号議案

### 仙台市副市長の選任に関する件

仙台市副市長藤本章は令和 6 年 3 月 31 日に任期を満了するので、別紙の者をその後任に選任することにつき、地方自治法第 162 条の規定により、同意を求める。

※上記別紙の者は、藤本章